



平成28年度 ※平成26・27年度に引き続き実施

## 臨時福祉給付金

平成26年度4月に実施した消費税率の引上げ(5%→8%)に伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

### 支給対象者

平成28年度分の住民税が課税されていない方(ただし、課税されている方に扶養されている方や、生活保護の受給者である方などは除きます。)

(注)「高齢者向け給付金(3万円)」を受け取られた方でも、支給対象者の要件を満たせば対象となります。

### 支給額

1人につき 3,000円(1回限り)

#### ●申請書の郵送●

支給対象となる可能性のある方に、9月上旬に申請書を郵送します。(障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金については、日本年金機構が管理している年金の場合のみ郵送)

#### ●申請期間●

9月1日(木)～平成29年3月1日(水)

#### ◆◆注意◆◆

- ・両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受け取ることができます。
- ・平成28年1月1日時点で羽曳野市に住民票がない方の申請は受け付けられません。(原則)
- ※一定の住居を持たない方で、いずれの市区町村にも住民票がない方については、平成28年1月2日以降であっても住民登録の手続きを行えば申請を行うことができます。
- ※DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童などで、他の市区町村から住民票を移さずに羽曳野市にお住まいの方については、羽曳野市で申請を受けることができます場合がありますので、ご相談ください。



### 「臨時福祉給付金」などをかたった

「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

国や自治体の職員などをかたった電話や郵便など、不審に思ったら、迷わず、市や最寄りの警察署(または警察相談電話#9110)にご連絡ください。

### ●●問合せ●●

臨時福祉給付金担当  
☎950-2177(直通)  
＜市役所本館4階＞



## 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援します。

### 支給対象者

「平成28年度臨時福祉給付金」の支給対象者(左記)のうち、障害・遺族基礎年金を受給されている方や、昭和61年3月以前に受給権の発生した障害等級が1級または2級の障害年金を受給されている方で、平成28年5月分の受給権がある方  
※国民年金や厚生年金などの日本年金機構が管理している障害・遺族基礎年金を受給されている対象者には、市から申請書をお送りします。

※公務員や私学教員などの共済組合などから障害・遺族基礎年金を受給されている方および年金機構管理の年金であっても、平成28年5月19日以降にさかのぼって裁定を受けられた方には、市からの申請書は送付されませんので、申し出ていただく必要があります。(申請時に年金支払通知書などの証明書が必要)

(注)「高齢者向け給付金(3万円)」を受け取られた方は、除きます。

### 支給額

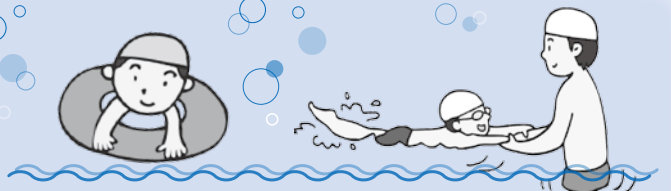
1人につき 30,000円(1回限り)

### 「高齢者向け臨時福祉給付金」

の申請期限は8月2日(火)です。(広報7月号19ページに掲載)

# 市民プール

でおもいきりあそぼう!!



[期間] 8月31日(水)まで

[時間] ①9:30～11:30 ②12:00～14:00  
③14:00～16:00 ④16:00～18:00

[料金] 1回あたり 大人200円、中学生以下100円

[場所] 市民体育館(西浦1047番地)の北側

[問合せ] 市民プール ☎957-1119

※盗難防止のため、コインロッカー(有料)をご利用ください。

